

◇大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 妊娠に起因する体調の不良等のための特別休暇を取得することができる日数の上限を改めることにしました。
- 2 子の看護のための特別休暇の取得要件を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)